

○中札内村にぎわいづくり起業者等支援事業補助金実施要領

令和 5 年 3 月 30 日訓令第 18 号

中札内村にぎわいづくり起業者等支援事業補助金実施要領

中札内村にぎわいづくり起業者等支援事業補助金実施要領（令和 3 年 3 月 12 日訓令第 4 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 村内のにぎわいづくりが求められていることから活性化を図るため、村内において実施される商工業の事業進出及び拡大等に対して支援を行い、活力と魅力あるまちなかづくりを推進する。

（事業の内容）

第 2 条 対象となる事業は、次の各号のとおりとする。

（１）店舗整備等支援事業

- ア 新規店舗施設整備事業
- イ 空き店舗等改修事業
- ウ 既存店舗改修事業
- エ 賃貸店舗等家賃助成事業
- オ 移動販売車購入事業

（２）起業等支援事業

- ア 新規起業支援事業
- イ 商品開発支援事業

（対象）

第 3 条 村内で事業を行う個人、団体及び法人等又は新規で村内で事業を開始する個人、団体及び法人等とする。ただし、市町村税等（国民健康保険税含む。）の未納があるものは除く。

2 法人にあっては、従業員数 20 人以下の小規模企業者とする。

3 前条第 1 項第 1 号オに規定する移動販売車購入事業については、個人が申請する場合は村内に住所を有することを条件とする。

（助成内容及び助成額）

第 4 条 助成内容及び助成額は、別表 1 に定めるとおりとし、補助金の交付に関しては、中札内村補助金等交付規則（平成 14 年 3 月 11 日規則第 21 号。以下「交付規則」という。）で定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- 2 助成金の算出額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 国及び北海道の制度による補助金を受ける場合は、交付対象外とする。
- 4 村外に住所を有する個人が申請する場合は、別表 1 に定める限度額に 2 分の 1 を乗じた額を補助の上限とする。

(助成の条件)

第 5 条 助成金を受けようとする個人、団体及び法人は、次の要件を履行しなければならない。なお、要件の履行がなされない場合は、村に助成金を返還しなければならない。

- (1) 中札内村商工会への入会を条件とし、新規店舗施設整備事業、空き店舗等改修事業、新規起業支援事業又は商品開発支援事業の助成を受けた者は、事業開始後 3 か月、6 か月、12 か月、24 か月、36 か月に中札内村商工会による経営診断、指導を受けなければならない。
- (2) 事業補助終了後 3 年以上継続して事業を行わなければならない。

(助成金の申請)

第 6 条 助成金を受けようとする者は、事業計画申請書(別記第 1 号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添付し、中札内村商工会に提出するものとする。

- 2 中札内村商工会は、前項の申請書が提出された時は内容を審査したうえで村長に進達しなければならない。

(助成金の決定)

第 7 条 村長は、申請書の提出があった時はその内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金交付対象承認書(別記第 2 号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を行ったときは、中札内村商工会に対しても助成金を承認した旨を通知するものとする。

(助成金の交付)

第 8 条 前条第 1 項により承認を受けた者で、助成金の交付を受けようとする者は、交付規則第 6 条で定める補助金等交付申請書(第 1 号様式)に助成金交付対象承認書(別記第 2 号様式)等の関係書類を添えて、当該事業の確定後すみやかに村長に提出しなければならない。

- 2 交付申請以降の手続等については、交付規則を準用する。

(助成金交付後の措置)

第 9 条 中札内村商工会は、助成金の交付を受けた者に対して、事業開始後 3 か月、6 か月、12 か月、24 か月、36 か月に経営診断、指導を行わなければならない。

- 2 前項の経営診断、指導を行ったときは、その内容を書面により村長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日までの間に着手し、この訓令の施行の際なお完了していない事業の補助金の申請については、改正後の中札内村にぎわいづくり起業者等支援事業補助金実施要領の規定は適用せず、改正前の中札内村まちなかにぎわいづくり事業補助金実施要領の規定は、なおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

中札内村にぎわいづくり起業者等支援事業助成対象基準及び助成額等

(1) 店舗整備等支援事業

区分	助成対象基準	助成額等
ア 新規店舗施設整備事業	●対象 村内において店舗等を新築 (ただし店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く)した場合 ●助成対象経費 施設整備費又は家屋・土地取得費、備品購入費	●助成額 助成対象経費の50%以内 ●助成限度額 市街地区 1事業500万円 市街地区以外 1事業400万円
イ 空き店舗等改修事業	●対象 村内の空き店舗、店舗併用住宅、事務所、空き家を取得し、改修により開店、又は賃借による空き店舗、店舗併用住宅等を増改築(改修含む)	●助成額 ①取得による店舗増改築 助成対象経費の50%以内 ②賃貸による改修 助成対象経費の40%以内 ●助成限度額

	して開店した場合（ただし店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く）。 ●対象経費 施設改修費、備品購入費	①取得による店舗増改築 市街地区 1事業500万円 市街地区以外 1事業400万円 ②賃貸による改修 1事業300万円
ウ 既存店舗改修事業	●対象 新たな経営革新を図るため、村内既存店舗の改修費（ただし店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く）。1年度内に1事業とする。 なお、新たな経営革新を図る取組とは以下の取組とする。 ①新たな顧客層を呼び込むための整備 ②幅広い年齢層の集客を図る整備 ●対象経費 施設改修費、備品購入費	●助成額 助成対象経費の40%以内 ●助成限度額 年度内1事業200万円
エ 賃貸店舗等家賃助成事業	●対象 賃借による店舗等を開店した場合（ただし店舗併用住宅の場合は住宅部分を除く）。 ●対象経費 家賃	●月額家賃の50%以内 ●助成限度額 月額5万円 ●助成期間 交付決定を受けた日の属する月から1年間
オ 移動販売車（キッチンカー等）購入事業	●対象 移動販売車（自走式、けん引式）	●助成額 助成対象経費の30%以内 ●助成限度額

	●対象経費 車両等の購入費、改造費、備品購入費	1 事業 1 5 0 万円
※ 1 施設整備費（又は施設改修費）とは、内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事、電気照明工事に係る費用とする。 ※ 2 家屋、土地取得費とは建物、土地購入に係る費用とする。ただし登記諸費や印紙等の費用は除く。 ※ 3 備品購入費とは、国税庁が定める耐用年数 4 年以上の物品とする。 ※ 4 家賃については、管理費、共益費、敷金、礼金、保証金は除く。 ※ 5 村外に住所を有する個人が申請する場合は、上記のそれぞれの助成限度額に 2 分の 1 を乗じた額を上限とする。 ※ 6 「オ 移動販売車購入事業」は、個人が申請する場合は村内に住所を有することを条件とする。		

（２） 起業等支援事業

区分	助成対象基準	助成額等
ア 新規起業支援事業	●対象 村内において店舗等を構え、新たに起業しようとする個人や法人又は団体 ●対象経費 ①開発・研究に要する経費 ②製造のために要する機器又は設備の導入に伴う経費 ③販売のために要する広告宣伝費 （備品購入費、原材料費、施設整備費、施設改修費、試作のための機器及び施設の使用料・借上料、設計費、運搬	●助成額 助成対象経費の 50% 以内 ●助成限度額 300 万円 ●助成期間 交付決定を受けた日から、その属する年度内 ※同一事業者につき 1 回 ※ 1（１）又は 1（２）の事業で助成対象となった施設整備費、施設改修費、備品購入費は助成対象外とする。

	費、印刷製本費、修繕費その他村長が特に必要と認めた経費)	
イ 商品開発等支援事業	●対象 既に起業している個人や法人又は団体で、新商品の開発や既存商品のブランド化、新分野進出に取り組もうとする者 ●対象経費 ①開発・研究に要する経費 ②製造のために要する機器又は設備の導入に伴う経費 ③販売のために要する広告宣伝費 (備品購入費、原材料費、施設整備費、施設改修費、試作のための機器及び施設の使用料・借上料、設計費、運搬費、印刷製本費、修繕費その他村長が特に必要と認めた経費)	●助成額 助成対象経費の50%以内 ●助成限度額 年度内1事業200万円 ●助成期間 交付決定を受けた日から、その属する年度内 ※1(1)、1(2)又は1(3)の事業で助成対象となった施設整備費、施設改修費、備品購入費は助成対象外とする。
※1 事業1(店舗整備等支援事業)と事業2(起業等支援事業)は重複して受給することができるが、助成対象経費は重複できない。 ※2 人件費、食糧費、事務費、光熱水費は助成対象外とする。 ※3 村外に住所を有する個人が申請する場合は、上記のそれぞれの助成限度額に2分の1を乗じた額を上限とする。		